

強化・育成部会規定

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラサイクリング連盟が定める「事務局分掌規定」に基づき、強化・育成部会の運営に関する基本事項を定めるものである。

(事業)

第2条 強化・育成部会は、以下の項目のいずれか、あるいは、複数を担当する。

- (1) 強化・強化育成の方針を決定する。
- (2) 強化・強化育成方針に従い、強化・育成の計画を立てる。
- (3) 強化・強化育成選手の選考・解除を行う。
- (4) 強化スタッフの選考・任命・解除を行う。
- (5) 強化スタッフの指導・育成を行う。
- (7) その他選手強化に関する事項。

(強化・育成部会の人事)

第3条 強化・育成部会のメンバーは理事会から任命・委嘱される。

2. 強化・育成部会のメンバーとして適切ではない行動を行った場合は、理事会に諮りその委嘱を停止する事が出来る。

3. 強化・育成部会のメンバーを追加する場合は、理事会に諮り追加することができる。

(強化・育成部会メンバーの資格)

第4条 強化・育成部会のメンバーは次に示した条件・資格の何れかを有する者であること。

- (1) 一般社団法人日本パラサイクリング連盟の理事、正会員
- (2) 強化スタッフ
- (3) 日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツコーチ、同障がい者スポーツ指導員 初級・中級・上級資格を有する者

(規程の変更)

第5条 この規程は理事会の議決によって変更する事が出来る。

付則 1. この規程は2016年12月1日から施行する。